

広聴特別委員会記録

令和 3 年 8 月 2 0 日

【開催日】 令和3年8月20日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時32分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	水津治	委員	杉本保喜
委員	高松秀樹	委員	中村博行
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【事務局出席者】

議会事務局長	尾山邦彦	庶務調査係長	田中洋子
--------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 モニター意見について
- 2 来期のモニター制度について
- 3 その他

午前10時 開会

吉永美子委員長 皆様おはようございます。ただいまより、広聴特別委員会を開催いたします。皆様のお手元の付議事項に従い行います。委員会運営に御協力をよろしくお願いいたします。まず1点目、モニター意見について皆様のお手元に資料がありますが、議会運営委員会から考えと対応ということで回答が戻っておりますので、これでよろしいかどうかの

確認です。まず、３月２９日付けの「１．３月９日の議会運営委員会を傍聴して」についての対応は、「申し合わせ事項は効率的な議会運営をするために法令等を補完するもので、市議会が決めたルールとしてそれらに基づき議会活動をしております。その中でも、陳情等については、申し合わせ事項１１５の中にある「原則として」という言葉を尊重しながら、先例だけにとらわれることなく、その時々議会として事案を的確に処理したほうが、市民の利益になる場合もあると考えます。今後も、市民の立場になって判断してまいります。」このように戻ってきておりますが、いかがですか。よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、異議なしと認めます。次に、「２．３月議会を傍聴して」という御意見につきましては、「特別委員会が分科会として一般会計予算と決算の審査を行うことで、より効率的で専門的な審査ができていると考えます。」と回答が来ています。これでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に３ページの２点目につきましては、「現実的に２２人での討論会は運営が難しく、実施要綱の変更の必要があると考えます。」と回答が戻っています。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。異議なしでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。次の３点目と４点目、会派については、「８月１０日からホームページに掲載しております。」ということで、これはもうよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次に４ページの７番目につきましては、「会派の政策を具体的に明らかにできていないことが理由の一つであると考えます。今まで以上に会派内で議論を重ね理念、政策を明らかにし、その見地から執行機関の識見、見解を求めるべきであると考えます。」と戻ってきています。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これでホームページに載せたいと思います。次に、最後でございますが、「本市議会の人数や一般質問の実施状況等を踏まえ、代表質問の必要性を協議し、方向性を見いだしてまいります。」でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、モニター意見については終わります。次は２点目、来期のモニター制度について、７月３０日だったと思いますが、皆様で議論していただいたところを私なりにまとめましたので、大まかに出た

意見を述べさせていただきます。１点目、制度については、全員、「継続すべき」との意見でした。次の定員については、現在の１０名程度が妥当という意見が大半でしたが、定員の１０人については、公募の人数として考えるべきという意見や定員にこだわる必要はないという意見もありました。また、人数の目安は必要だけれども、公募と団体推薦を初めて行ったので、人数の妥当性は協議すべきであるという意見も出ております。それと３点目、団体推薦については、「継続してよい」という意見が大半でしたが、意見を出しやすい環境を作るためにルールを決め、活動内容を明確にした上で依頼すべきであるという意見が多く出ておりました。そのほか若い団体に目を向けたほうが良いのではという意見や全団体に声を掛けるほうが良いのではという意見も出ております。このように、大まかに出させていただいておりますが、ここまではよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）来期のモニターについてですが、皆様のお手元に参考として設置要綱があります。この中で議論していない点が定員及び任期です。第４条第２項「市議会モニターの任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。」となっています。この点につきまして、今回は改選があるため任期が２年であったものを１年としております。まず、任期についていかがでしょうか、御意見をお願いします。任期の考え方です。私たちの任期が４年、そのうち交代になるのがこれまでは２年ずつということですね。どういたしますか、是非御意見ください。

杉本保喜委員　今回は新型コロナウイルス感染症があったので、後半はほとんどモニターも傍聴ができなかった、活動ができなかっただろうと思うんです。今回の場合は別として、私は、任期は１年で次の期は再任を妨げないではなくて、新しい人に替わってもらう。より多くの人に議会を知ってもらおうという考えのもとに、１年で総入れ替えをする形のほうが幅広く見ていただけるんじゃないかと思います。

吉永美子委員長　今回は改選があるから１年としたけれど、新しい方に入って

もらったほうが良いのではないかという考え方ですね。ほかの委員の皆様はいかがですか、意見はありませんか。

長谷川知司委員 任期が1年では少し物足りないんじゃないかという気はしております。やっと議会の仕組みが分かってきて、もう1年やって、合わせて2年すれば意見が活発に出そうな気がします。ただ、市議会モニターを募集するのが改選後すぐではなく、しばらくして募集しますので、任期を2年としたときに、次の市議会モニターの任期は今回のように1年にしないといけないわけですね。となれば、今、杉本委員が出したように任期は1年として、2年までは再任ができる形にしておくか、要するにそれでも2年までというようにしたらどうかなと思います。

吉永美子委員長 任期は2年で良いという考え方でよろしいですか。

長谷川知司委員 任期は1年で良いです。ただ、再任をどうするかということです。

吉永美子委員長 任期は1年で最長2年までという意味ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに御意見はありませんか。長谷川委員は任期は1年としながら最長2年、杉本委員は1年で良いのではないかという御意見が出ています。ほかの委員の皆さんは、どうでしょうか。

中村博行委員 ちょっと分からないのですが、結局、再任を妨げないという部分と最長2年というところで、任期が2年とどう違うのかなというところがあるんです。先ほど杉本委員がおっしゃったように、より多くの方という思いで任期を1年にしてと言われたと思うんですけども、長谷川委員から、再任を妨げないという部分で、結局最長2年は有りだということで、任期2年とどう違うのかなという気がしているんです。皆様が1年か2年かを考慮されている中でなかなかまとめにくいのかなと思っていますけども、基本的に改選後に時間をおいて公募されると思

うので、その部分では丸１年ないかなという気がします。普通に考えれば、今回１年としたのは改選があるからであったので、元に戻してはつきり２年としたほうが良いのかなという気がします。というのも、公募した際に結局１０人程度ということで、毎年１０人応募があるかどうかということもありますので、元に戻すといいますか、一応２年にして１０人程度ということで良いんじゃないかなという気がします。

吉永美子委員長　長谷川委員は、任期は１年で最長２年ということは、再任は妨げないけれど最高でも２年までという考え方ですね。次は応募はなしでお願いしますという考え方です。

中村博行委員　補足ですが、任期を２年とした場合には、再任を除いたほうが良いという気がします。もう２年で総入替えです。

吉永美子委員長　任期を２年に戻す場合は、この再任を妨げないというところを削るということですね。

長谷川知司委員　今の中村委員の意見に反対ではないんですが、任期を２年として、その次の任期は１年になるという理解でいいですか。議員の任期の４年間のうちで。だから、最初に２年にしますけど、次は１年という理解ですか。次の任期の中でやるなら、今回と同じような形になるんじゃないかという理解で良いですか。

吉永美子委員長　そこまで考えないといけないですね。ほかの方はいかがでしょうか。

宮本政志委員　中村委員とおおよそ同じ意見ですけど、例えば原則２年にして、議員の任期が絡んでくれば、今回のようにまた変更すれば良いと思います。しかし、再任を妨げないについては少し違って、中村委員が募集方法に言及されたように、１０人程度という人数が集まるかどうか、集め

方や確保の問題の議論をきちんとしないと、再任させないということで決めましたが、人数がなかなか確保できませんと、そして、いろいろな団体にこちらから声を掛けるとなると、また諸問題が出てくると思います。ですので、私は、この再任を妨げませんというのはそのまま残すべきだと思っています。

吉永美子委員長　ほかの方はいかがですか。ないですか。御意見がない方はこのままの設置要綱で良いという意味でしょうか。（発言する者あり）いえ、ほかの方の考え方です。特に言われてないからないんでしょうかということです。（発言する者あり）いえ、決めないです。決めないけれど、ほかに御意見がないからどうですかというお声掛けをしているんです。

中岡英二副委員長　私も宮本委員と全く同じです。２年で、とにかく１０人という募集の人数がありますから、その１０人に足りないときは再任を認めたいというよりも、再任はもう一度要綱を考え直して、広く皆様に市議会モニターになっていただければ一番良いんですけども、１０人程度がそろわなかったときはどうするのかという話なので、２年に関しては賛成ですが、再任を妨げないという規定は残して良いと思います。

伊場勇委員　２年にして、１年に戻すときにまた要綱を変えるということなので、例えば、任期を１年６か月にすると、１回目と２回目でスタートの時期がちょっとずれてしまうんですが、要綱を変えなくてもよくなります。要は市議会モニターの意見に対して回答しなきゃいけない、市議会モニターを選ぶ前にも時間が掛かるので、次も２年じゃいけないと思ったので、その辺はどうなのかなと思いました。

吉永美子委員長　確かにそういう考え方もありますね。今１年６か月ではどうですかという御意見でした。再任を妨げないというところはどうか。

伊場勇委員 再任を妨げないというのは、そのままで良いんじゃないかと思っています。10人程度が20人、30人になったときの選考方法は、しっかり考えておくべきだと思います。

吉永美子委員長 ほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第5条の要件につきましては特に異論ありませんか。それから第6条の募集方法、これには団体も公募も入っています。それと、第7条の選考は広聴特別委員会で行い、著しい偏りが生じないように配慮しなければならないということですが、市議会モニターの報酬等を規定する第10条はこれまでどおりで、無報酬だけれども、記念品を進呈できますということではよろしいですか。この設置要綱については御意見はありませんか。

高松秀樹委員 第9条の提出された意見について、改選後の広聴特別委員会に是非申し送りしてほしいんですが、今のような状況で市議会モニターから意見を送付してもらうのではなくて、違う方法でされたほうが能率が良いんじゃないかと思います。例えば市議会モニターが一堂に会してモニター会議をし、広聴特別委員も、全員は必要ないと思いますが、そこに出席して、皆様の意見をそこで聴取し、その徴収した意見について活用できるものはその後広聴特別委員会の中で議論していく形のほうがスムーズにいくような気がします。

吉永美子委員長 お一人お一人が出されるのではなくて、定期的に会議を開いて意見を頂いて、持って帰ってということですね。提出された意見の取扱いについての意見が出ました。第9条に関して、ほかの委員の皆様はいかがですか。

宮本政志委員 私も賛成なんですけど、そうすると今の提出の方法でしたから、随時出てくる意見はどうするのかというところも含めて、高松委員がおっしゃる市議会モニターの会議には賛成なんですけど、市議会モニターの

会議を開いて、そこで決まった意見のみをモニターの意見として扱うかというところも含めた議論を改選後にしていただきたいんです。

吉永美子委員長 高松委員の発言は、随時ということではないと捉えましたが、良いですね。（「はい」と呼ぶ者あり）随時は受けないというか、市議会モニターの職務としては会議を開いたときに意見を出していただいて、広聴特別委員が持ち帰って、場合によっては議会運営委員会にお願いするとか、振り分けもしないといけなくなりますけれども、そういう形で今後意見を集約していくということですが、ほかの委員の皆様はいかがですか。異議なしですね、今の考え方でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、全員がそういう考えということでこのように申し送りいたします。

高松秀樹委員 第7条の選考なんですけど、今回10人程度で、全部で17人になりました。やはり、特に多いときにどうするのかを改選後にしっかり協議すべきだと思っています。

奥良秀委員 一つ前の話題の中で、市議会モニターの会議を行うとありました。いろいろな意見をそこで集約して出すという中で、私も基本的にそういう会議を行うのは良いことだと思うんですが、集約したときに削られる意見がもしかしたらあるかもしれませんね。設置要綱には、市民等から広く意見を聴取とあるので。例えば、こぼれた意見も、正式なモニター意見としてではなくても、広聴特別委員会にこういった意見もありましたということを教えてもらえたら、より広く意見を聴取したことになるんじゃないかなと思います。

吉永美子委員長 集約したときに漏れる意見とはどういう意味ですか。

奥良秀委員 こういう意見はおかしいのではないかという意見があった場合、例えば市議会モニターの会議でいろいろな意見が出る中で、これは採用

しようというもの、これは少しモニター意見としてどうなのかというものがあるじゃないですか、今回もありましたね。そういったものがあつたときに、会議の中で定まったものは正式に委員会に提出していただいて、もしこういった意見もあつたが、駄目だったというものがあれば、それも教えていただければ、設置要綱の中の広く意見を聴取にかなうのではないかと思います。

吉永美子委員長 私の感覚としては、この職務に沿ったこと以外は受けないという考え方で良いのかなと思っています。ほかにありませんか。

長谷川知司委員 第7条の選考について、年齢、性別、居住地等とあります。この「等」の一つに過去のモニター経験を入れて良いんじゃないかと思っています。

吉永美子委員長 過去モニターであったかどうかということですね。詳しく説明してください。

長谷川知司委員 市民等から広く意見を聴取ということであれば、選考の中には市議会モニターをされていない人をある程度優先するというほうが良いのかなと思っているという意味です。

吉永美子委員長 これまで市議会モニターをされていない方を優先するという考え方を選考に入れたらどうかという御意見です。

伊場勇委員 選考の居住地等に著しい偏りが生じないようにというところはど
うなのかなと思ったんです。職務的には当議会の運営についてなので、その地域その特異な地域の事情を取り扱うならまだしも、議会の運営で居住地が偏ったら何か不都合があるのか、居住地で縛る必要があるのか
と思いました。

吉永美子委員長 これを考えられたときの考え方、どういうふうに作られたか、どなたか分からないですか。

宮本政志委員 僕は、長谷川委員と伊場委員と逆で、この年齢、性別、居住等のというところは、逆に必要あるのかなと思うんですよね。そういう縛りをしなくても、広く市民からということが大前提にあるわけですし、そうすると偏りがあるということを気にせずに10人程度の定員に、もし20人、30人、40人の応募が来たときに、どういうふうに選考していくのか、あるいは全て受け入れるかというところはある程度の方角性を来期のために示してあげたほうが良いと思いますね。第7条に関してはこの条文に触れるのであれば、逆でないほうが良いと思っています。

杉本保喜委員 地域に著しい偏りという言葉は、要するに、同じ校区に多くの市議会モニターがいる、他方の校区には市議会モニターが全然いないというような偏りが無いようにという意味でこれを入れたと思うんですよ。それと、広く意見を聴取という中にも、「自分の地域はこうしてほしい」という思いで参加してる市議会モニターもいるだろうし、議員は地域のことだけ考えるんじゃなく、全体から見て自分の地域はどうなんだというスタンスが基本だろうと思うんですけれど、市議会モニターは意外とそこまで見ていない可能性が高いと思うんです。そういう面で、この文言があっても良いと思うんです。過去を振り返ってみて、以前に多くの人が参加してくれたので、全員入ってもらいましょうということで17人になりましたね。17人を抱えて、今回はコロナがあって動きがなかったから余り意見が出なかったと思うんですよ。来てくれたからありがたいというので抱えてしまって、本当に正常な議会活動をやって、意見がいろいろ出て、本当に広聴特別委員会が処理できるかなと危惧するんですよね。だから、やはり10人程度という数字は、それなりに重きを置く必要があると思っています。

中岡英二副委員長 人数が多いときの取扱いを考えてほしいということで、仮

に高齢者の方がおられ、若い人もおられ、人数が多いときにやはり年齢の振り分けというか、高齢者ばかりじゃなく、若い人も優先しなければいけないという配慮をしてほしいということじゃないですか。例えば男性ばかりであったら、やはり女性の意見を聞きたいので配慮し、そういう市議会モニターのバランスを取ると。居住地に関しては余り気には留めなかったんですが、そういう人数が多いときの取扱いへの配慮ではないかなと思いますので、残しても良いんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 いずれにしても、広聴特別委員会において行うものとするという文言がある以上、できると思うんですよ。特に年齢は、どこまでが若い人なんですか。どこまでが高齢者ですかということを考えると、広報特別委員会において行うものとするだけでも良いような気がします。

森山喜久委員 要綱ですので、シンプルに「広聴特別委員会において行うものとする」という形にして、この場合において以降の部分は、人数多いとき等の選定基準として、別個にきちんと設けるような形にしていくべきだと思いますので、それを申し送りしていただきたいと思います。

吉永美子委員長 ほかにはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）設置要綱のほかの条文はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、2点目については終わりたいと思います。では、3点目、その他で皆様からありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の広聴特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午前 10 時 32 分 散会

令和3年8月20日

広聴特別委員長 吉 永 美 子